

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	株式会社Emyii少額短期保険
■取組方針掲載ページのURL :	<a href="https://emyii.co.jp/customer/">https://emyii.co.jp/customer/</a>
■取組状況掲載ページのURL :	<a href="https://emyii.co.jp/customer/">https://emyii.co.jp/customer/</a>

原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2 注	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。	実施	1. お客様の最善の利益の追求	1. お客様の最善の利益の追求 【取組み】
	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	1. お客様の最善の利益の追求	1. お客様の最善の利益の追求 【取組み】
原則3 注	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反に適切に管理すべきである。金融事業者は、そのため具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	2. 利益相反の適切な管理	2. 利益相反の適切な管理 【取組み】
	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払いを受け場合 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する他の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	2. 利益相反の適切な管理	2. 利益相反の適切な管理 【取組み】
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスに対するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	非該当	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)
	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報が顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	3. 重要な情報の分かりやすい提供	3. 重要な情報の分かりやすい提供 【取組み】
原則5 注1	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行なう金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行なう金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む) ・顧客に対して販売・推奨等を行なう金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	3. 重要な情報の分かりやすい提供	3. 重要な情報の分かりやすい提供 【取組み】
	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージして販売・推奨等の場合には、個別に購入すること可能であるか顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合が顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである(※2)～(※5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)
注3	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行るべきである。	実施	3. 重要な情報の分かりやすい提供	3. 重要な情報の分かりやすい提供 【取組み】
注4 注5	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行なう金融商品・サービスとの複数に見合った情報提供を、分かりやすく行すべきである。単純で直感的(※1)の商品の販売・推奨等を行なう場合には、簡単に情報提供する一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行なう場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるよう配慮した資料を用い(※2)、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)
	金融事業者は、顧客に情報提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	3. 重要な情報の分かりやすい提供	3. 重要な情報の分かりやすい提供 【取組み】
	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行なうべきである。	実施	4. お客様にふさわしいサービスの提供	4. お客様にふさわしいサービスの提供 【取組み】
注1	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の方に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資資産の適切な割合を算出し、それにに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行なう ・複数の金融商品・サービスの提案は、自分が取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の特許を超えて、換算的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料等)と比較しながら行なうこと ・金融商品・サービスの販売後ににおいて、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)
	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージして販売・推奨等の場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)
注3 注4	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を算定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行なうべきである。	非該当	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)
	金融事業者は、特に、複数又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行なう場合や、金融取引(被売を受けやすい属性の顧客グループ)にして商品の販売・推奨等を行なう場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かつ慎重に審査すべきである。	非該当	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)
注5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。	実施	4. お客様にふさわしいサービスの提供	4. お客様にふさわしいサービスの提供 【取組み】
注6 注7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、販売全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に応じた情報や、金融商品に係る商品の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	非該当	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)
	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	非該当	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)	【ご参考】 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則(※)」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係 (注)
原則7 注	【従業員による適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するうえで設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	4. お客様にふさわしいサービスの提供	4. お客様にふさわしいサービスの提供 【取組み】
	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	4. お客様にふさわしいサービスの提供	4. お客様にふさわしいサービスの提供 【取組み】

補充原則 1	<b>【基本理念】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な品質を有する者のリーダーの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行るべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
	<b>【体制整備】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて責任性を確保するための体制を整備すべきである。その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行なうとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
補充原則 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還による金融商品のライフサイクル全体を通してプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するため、管理部門等による検証の体制を整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合は、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れた仕組みも検討すべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確認に際する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
補充原則 3	<b>【金融商品の組成時の対応】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最高の利益を実現する観点から、販売側として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者は、その上で十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でスクリーニングコストの合理性を検証すべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
補充原則 4	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズ等を基本として具体的に定めべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客（例えば、元本投換のされるある商品について、元本確定を目的としている顧客等）も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特徴的な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最高の利益を実現する観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報を下記の通りまとめています。 事前に決算を行なうべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
補充原則 5	<b>【金融商品の組成後の対応】</b> 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しに反映するとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併売、線上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の商品性等に応じて、商品組成後検証により必要な情報を提供する金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するため活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの吉報や販売状況等も含まれる。金融商品の販売に携わる金融事業者は、情報連携すべき場所には、必ずして金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者に帰属した情報連携結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に伝達すべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
補充原則 6	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でスクリーニングコストのバランスが過度かとならないようにして、金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併売、線上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証結果について分りやすい情報を提供すべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
補充原則 7	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対して、自ら又は必要な場合に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用方針について個々の金融商品の属性に応じた情報連携を行なうべきである。例えば、運用方針の判断は基準となる金融商品について、当該金融商品のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的の負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行なうべきである。	非該当	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）	<b>【ご参考】</b> 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（※）」と当社「お客様本位の業務運営に関する方針」との関係（注）

#### 【顔会先】

部署	業務企画部
連絡先	03-6261-3131